

# 定 款

一般社団法人 ALFIT

法  
人  
原  
本

平成 31 年 3 月 3 日作成

平成 26 年 5 月 8 日法人設立

# 一般社団法人 ALFIT

定款

## 第1編—総則

### 第1条 一 総則

- 1.1 当会は一般社団法人 **ALFIT** と称する。
- 1.2 当会は、通常の社団法人として創設され、日本の一般社団法人及び財団法人に関する法律の規定に従う。

### 第2条 一 主たる事務所の所在地

- 2.1 当会の主たる事務所の所在地は、東京都北区に置く。

### 第3条 一 目的及び期間

- 3.1 当会の目的は以下のとおりである。
  - a) 構成員の一般的利益を守ること
  - b) 東京国際フランス学園(以下「LFIT」という。)の卒業生、元教員、元職員と LFIT の在校生、現教員、現職員(以下総称して「朋友」という。)の間に友好関係と連帯の絆を築き、発展させること
  - c) 構成員の職業的能力の開発及びその知識の更新に寄与すること
  - d) 支援を提供し、朋友を後押しすること
  - e) 構成員と共にとりわけフランス及び日本の事業・文化・教育コミュニティとの間の交流に資するセミナーやイベントを開催すること
  - f) さらに一般的に、当会の目的を実現するために必要な上記以外のあらゆる活動を行うこと
- 3.2 当会の存続期間は無期限とする。

## 第4条 条一活動

4.1 当会はその目的の追求のため、日本及び外国において以下の活動等を行うものとする。

a) LFIT の朋友へのサービス

- (i) 年報による朋友の同定とネットワークの作成
- (ii) 朋友の研究支援
- (iii) 朋友の情報提供、朋友との会合開催
- (iv) LFIT 卒業後の継続研究に関する情報収集
- (v) 朋友の職業活動に関する情報収集
- (vi) クラス写真やその他 LFIT の歴史上の重要イベントの写真のオンラインストレージ
- (vii) 専用オンラインソーシャルネットワークの推進
- (viii) 朋友の就業支援
- (ix) 専門家・学生フォーラムの開催及び参加

b) 第三者へのサービス

- (i) 第三者へのサービス提供の紹介、朋友と連絡を取るための関係づくりと相互扶助
- (ii) 連帯活動の展開

4.2 当会は法人格を有し、法的に法人として活動する。

## 第2編 一 構成員

### 第5条 一 構成員

5.1 当会は日本在住者と非在住者の正会員、準会員及び賛助会員により構成される。

a) 正会員は、東京国際フランス学園で1年以上学んだ、あるいは同学園に1年以上勤務した自然人で、かつ会費(年間で1万円、年度中の入会は日割り換算)を支払う義務を負うか、または会費に相当する労務が理事会に認められた者を指す。

正会員は情報提供や可視性の確保に関して数多くのメリットを享受する

権利を有し、議決権を有する。

- b) 準会員は、東京国際フランス学園で1年以上学んだ、あるいは同学園に1年以上勤務した自然人で、会費を支払う義務を負っていない者を指す。

準会員は、正会員と同様に情報提供や可視性の確保に関して数多くのメリットを享受する権利を有するが、総会の議決権を有さない。

- c) 賛助会員は正・準会員の資格条件を満たさないが、当会への寄付や奉仕に対する感謝の証として理事会がその資格を与えた自然人および法人である。賛助会員となることを希望する自然人ないし法人は、理事会に申請して承認を得なければならない。なお、賛助会員は総会の議決権を有さない。
- d) 正・準会員並びに賛助会員は、当会が構成員に関する個人情報を活用し、商業的目的で名簿に使用することを認めるものとする。

5.2 以下の場合には当会の構成員資格は喪失する。

- a) 死亡、退会、正会員については会費の不払いがある場合。
- b) 重大な事由があり、総会に諮ることなく理事会が除名する場合。この措置を受けた構成員が希望すれば、当該構成員は理事会、及び総会に諮る場合には総会で、説明することができる。

5.3 緊急の場合には、暫定措置として、理事会が会員の権利を停止することができる。

5.4 当会の義務は当会の財産のみによって担保され、会員はこれにいかなる責任も負わない。

### 第3編 — 機関

#### 第6条 — 総会

6.1 総会は、正会員で構成される。

6.2 総会は、年に1度以上、理事会の決議に基づき、あるいは正会員の5分の1

の要請に基づき、代表理事(以下「理事長」という。)が適切な方法で招集する。

6.3 総会の開催を通知する招集状は、開催日の7日前までにすべての正会員に配布されなければならない。招集状は電子メールで正会員に送信してもよい。

6.4 総会の議事日程は理事会が決定し、理事長が総会の議長を務める。ただし理事長が総会の議長を務めることができない場合には、出席した正会員の過半数により、理事会のうちから議長を選任するものとする。

6.5 総会では、理事会が当会の活動と今後の見通しに関する報告を行う。

6.6 総会は、下記の事項に関して審議する独占的権限を有する。

- a) 理事及び監事の選任及び解任
- b) 理事会の運営報告書の承認
- c) 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)の承認
- d) 理事会の提案する議事
- e) 本定款の改正
- f) 当会の解散

6.7 総会は、終了した年度の財務諸表を承認し、議事に諮られた問題について審議する。

6.8 当会の正会員は委任状により議決権を行使することができる。

6.9 総会は、1回の投票により、正会員の5分の1以上の出席の上、出席した正会員の議決権の単純過半数で決定する。

- 6.10 以下の特別決議については、総会は、正会員の半数以上の出席の上、出席した正会員の議決権の3分の2以上で採択する
- a) 構成員の除名
  - b) 本定款の改正
  - c) 理事及び監事の解任
  - d) 当会の解散
- 6.11 総会については議長の指名する委員が議事録を作成するものとする。

## 第7条 — 理事会

- 7.1 当会は理事会により管理される。
- 7.2 理事会は3名以上で構成される。
- 7.3 理事会の理事の半数は日本在住でなければならない。
- 7.4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(以下「施行令」という。)4条で定める特別の関係にある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7.5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして施行令5条で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 7.6 理事会の理事は、正会員で構成される総会により選任される。理事会の理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結時までとする。
- 7.7 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の

任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

- 7.8 2年ごとに理事全員の交代を行う。退任する理事は再任可能である。
- 7.9 理事は当会の活動に関する決定、とりわけ下記の事項について審議する。
- a) 総会決議の履行
  - b) 総会の議事日程
  - c) 総会の管轄でない事柄の実行
  - d) 当会の適切な運営のために有用なあらゆる決定の履行
  - e) 理事会会議の議事日程の承認
- 7.10 理事会は必要に応じて年に2回以上かつ理事長によりあるいは理事の4分の1の要請に応じて召集される都度、会議を開く。
- 7.11 理事会は、会議の都度、監事を招集するものとする。
- 7.12 理事会の各理事は他の理事に自らの代理を委任することができる。ただし年度中の理事会の出席理事の過半数で決議が採択される場合にのみ、その議決は有効とみなされる。
- 7.13 場合によっては、理事会の各理事は電話会議ないしテレビ会議の形で理事会の会議に出席することができる。理事会の決議については、会議ごとに議事録を作成し、理事長及び監事が署名する。
- 7.14 理事は自らに委任された職務に対していかなる報酬も受け取ることができない。経費については証明書があれば払い戻しを受けることができる。

## 第8条 — 監事

- 8.1 監事は理事による任務の履行を監督し、法律に従って報告書を作成する。

8.2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

## 第9条 — 名誉会長

9.1 理事会は構成員のうちから選んだ者に名誉会長の資格を与える。

9.2 名誉会長は、顧問として理事会の会合に立ち会うことができる。

9.3 名誉会長が賛助会員資格を喪失したときには、ただちに名誉会長の資格も喪失する。

## 第4編 — 資金／会計

## 第10条 — 財源及び資材

10.1 当会の歳入は以下のもので構成される。

- a) 年会費及び寄付金
- b) 提供したサービスから直接または間接的に得られる報酬の収益(ウェブサイト及び専用ソーシャルネットワーク上の広告、データベース販売など)
- c) 無償譲与金収益(寄付、助成金など)
- d) 当会が製作したグッズ販売による収益



10.2 LFIT から当会に提供される資材は以下を含むことができる。

- a) 必要に応じて無償による施設提供(会議室、ホールなど)
- b) LFIT のウェブサイトへのリンクの作成
- c) LFIT のサイトへの当会のサイトのホスティング及びデータ保護・セキュリティ手段の同期(未成年者保護、肖像権、ファイヤーウォールなど)
- d) LFIT が当会に提供するその他すべての支援と援助

## 第11条 — 会計

11.1 当会の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終了する。

11.2 当会の活動計画と予算は理事会が作成し、承認する。

11.3 各事業年度終了時、理事会の理事長は、総会に提出する活動報告書及び損益計算書、貸借対照表と付属書からなる財務諸表を作成する。この財務諸表は監事が監査し、総会による承認を受けなければならない。

当会は、剰余金の分配を行わない。

## 第 5 編 — 付則

### 第12条 — 定款の改正と解散

12.1 本定款は、総会の特別決議によらない限り改正できないものとする。

12.2 当会の解散は現行の法律の規定に従い、総会の特別決議で決定されなければならない。

12.3 当会の清算時に処分可能な資産は、総会の決議により、公益法人、日本国、地方自治体に付与される。

### 第13条 — 公告

当会の公告は、電子公告により行うものとする。